平成２９年（フ）第２６２号
北海道旭川市豊岡11条８丁目１番９号　グランベール豊岡Ａ　201
債務者　小森園隼人
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月31日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２６８号
北海道旭川市９条通８丁目2486番地の10　小里ビル306号室
債務者　佐藤　幸一
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月14日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２７０号
北海道旭川市東鷹栖４条２丁目636番地の246　エイプ101
債務者　田中　直樹
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月31日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４８０２号
大阪市淀川区東三国６丁目16番５号　スタイルビュー東三国　302号
債務者　小田　徳人
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４８７４号
大阪府東大阪市若江東町４丁目６番51号
債務者　柴田　篤俊
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９４４号
大阪府東大阪市日下町７丁目４番17号　ラフィットソルティ　303号、前住所大阪府河内長野市汐の宮町９番13―103号
債務者　住友　秀之
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９７８号
大阪市鶴見区横堤３丁目８番39―201号
債務者　山田　昌明
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４５４号
栃木県宇都宮市江曽島４丁目222番地６、前住所神奈川県川崎市川崎区日進町27番地７　レックス川崎702
債務者　工藤　和樹
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月19日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第７２４９号
東京都大田区東糀谷４丁目４―13　かぼちゃの馬車大鳥居Ⅱ　202、前住所神奈川県川崎市川崎区出来野11―23　フラット５出来野303
債務者　西田　涼子
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月25日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７５５９号
東京都江東区亀戸６丁目57―11―1007、前住所埼玉県三郷市彦沢１丁目68―２―102
債務者　加門　香紀
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月25日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７７７２号
東京都板橋区新河岸２丁目10―９―502
債務者　山田　利美
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月25日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７７８３号
東京都北区田端６丁目６－７―201、前住所東京都葛飾区西水元２丁目９―15
債務者　藤嵜　　蘭（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月25日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結

平成２９年（フ）第２１０号
栃木県宇都宮市陽南４丁目６番34号　宇都宮病院内、前住所栃木県鹿沼市玉田町640番地24
破産者　岡本サチ子
成年後見人　人見　哲史
1　決定年月日　平成29年11月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２０４１号
愛知県春日井市坂下町５丁目1215番地の246
破産者　株式会社マツダ
1　決定年月日　平成29年11月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部